

シリーズ マイナンバー 制度 Vol.9

行政管理課行政管理係
☎0824-73-1112

**マイナンバー制度に便乗した
不審な電話や郵便などに注意を！**

全国的には、次のような事例が発生しています。

●「マイナンバーの情報を守るため、必ず手続を行ってください」と記載されたメールが届き、手続き費用として金銭を要求された。

●警察官を名乗る者が訪問し、「マイナンバーの暗証番号が漏れているのでキャッシュカードや通帳を回収して確認する」と言われ、キャッシュカードと通帳をだまし取られた。

●「マイナンバーの手続について、訪問して説明したい」と電話があり、後日男性が訪問し、「マイナンバーの手続を代行する」と言って、氏名、生年月日などをたずねた。

●市職員を名乗る者から「マイナンバーが届いていると思うが、市役所で

は1件ごとに確認している」届いているのであれば番号を覚えてほしい」と電話があり、マイナンバーを聞かれた。

●「マイナンバーが順次届いており、みんな手続をしているが、あなたは手続をしているか」と電話があり、「まだ手続をしていない」と答えると、「早く手続をしないと刑事問題になるかもしれない」と言われた。

市役所から4つのお知らせ

■個人番号カード(顔写真付きのカード)の発行手続きは、希望者のみ行ってください。発行を希望しない場合、手続きは不要です。

■マイナンバーの通知や利用などの手続きで、口座番号や口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報や電話などで聞いたり、金銭を要求したりすることはありません。

■万が一、金銭を要求されても、決して支払わないでください。

■少しでも不安を感じたら、身近な人や市役所などに「まず相談」してください。

○マイナンバー制度に関するお問い合わせや出前トークの申し込み
行政管理課行政管理係
☎0824-73-1112

○通知カードや個人番号カードに関するお問い合わせ
市民生活課戸籍住民係
☎0824-73-1157

○消費者ホットライン
局番なしの「1888」

安心・安全な毎日のために

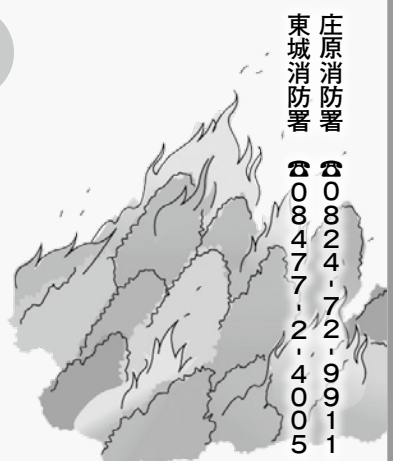
山火事に注意を！

毎年この時期は空気が乾燥し、山火事が多発しています。その多くが3月から6月にかけて集中して発生しており、出火原因は野焼きや火入れ、たばこなど人の不注意によるものが多くを占めています。

次のことに注意して山火事を防ぎましょう。

- 風の強い日や乾燥した日は屋外で火を使用しない。
- 野焼きなどを行うときには2人以上で行い、必ず水バケツなど消火用具を準備する。
- 焼却中はその場を離れず、焼却後は完全に消火する。
- たばこの火は必ず消し、吸殻は投げ捨てない。

野焼き、火入れなどを行う場合は火事と間違われないように、事前に消防署・出張所へ「火災とまぎらわしい煙または火炎を発生するおそれのある行為」の届け出をしましょう。用紙は消防署・出張所にあります。備北消防組合のホームページ(<http://www.119-bihoku.jp/>)からダウンロードもできます。



庄原消防署 ☎0824-72-9911
東城消防署 ☎08477-2-4005

住宅防火のちを守る 7つのポイント！

— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

平成28年全国山火事予防運動統一標語 「誓います 森の安全 火の始末」